

胞衣及び産汚物の取扱いについて

胞衣及び産汚物の取扱いにつきましては、胞衣及び産汚物取締条例(昭和23年4月1日条例第48号。以下「胞衣条例」という。)第1条の2及び同第2条の規定により許可を受けていない者の胞衣及び産汚物の処理を禁止しています。

【用語の定義】

○ 胞衣（ほうい、えな）

胎盤、臍帯（へその緒）、卵膜及び妊娠4箇月未満の死胎をいい、「胎盤、臍帯（へその緒）、卵膜」は妊娠中絶、分娩に関わらず母体より排出されたもの全てを指す。

「妊娠4箇月未満の死胎」は妊娠中絶又は死産により発生するものである。妊娠4箇月以上の死胎は「墓地、埋葬等に関する法律」の対象となることから、妊娠4箇月の計算は同法と同様に日本産科婦人科学会の計算法に従うものであり、1ヵ月を28日と計算し、 $28 \times 3 + 1 = 85$ 日以上が妊娠4箇月以上となり、妊娠84日以下の死胎が本条例の対象である。

○ 産汚物（さんおぶつ）

羊水その他出産に伴う汚物及びその附着した布、綿、紙、ガーゼ類をいい、産婦人科等から排出される出産に伴わないガーゼ等は本条例の対象とならない。

なお、注射器やメス等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、特別管理（感染性）産業廃棄物として処理することとされている。

○ 胞衣及び産汚物取扱業

業として胞衣及び産汚物を収集、運搬し、且つ、集積、焼却、洗浄、消毒等のため取扱場を経営すること。

【適用範囲】

- 胞衣条例第1条の2で禁止している行為(処理)は、焼却、洗浄、消毒であると解されることから、収集・運搬のみを行うことは規制対象とならない。
- 規制を受けない収集・運搬により都外に持ち出された胞衣等の取扱いについては、胞衣条例の規制対象とならない。
- 胞衣条例第1条の2ただし書きに規定するものとして、収集する取扱業者が存在しない場合や産婦の意思による儀式慣習行為に限り認めている。その他やむを得ない理由については、個別事例ごとに判断される。

【やむを得ない理由の考え方】

取扱業者の不存在や病理検査のほか、産婦の意思によるもので、公衆衛生の確保及び敬虔な取扱いが必要という条例の趣旨を踏まえた行為について、やむを得ない理由とする。

【やむを得ない理由の具体例】

- **収集する取扱業者が存在しない(島しょ地域)。**

胞衣条例により都知事の許可を得た取扱業者は収集する区域を届出ることとなっている。島しょ地域を収集区域としている取扱業者がないため、やむを得ない理由に当たる。

なお、島しょ地域では胞衣等の処理は特別管理(感染性)一般廃棄物として処理されている。
- **病理検査のため、その病院外の検査機関等で検査を行う。**

病理検査は、胞衣に関わる疾病その他理由により医学的な検査が必要な場合であり、当該病院に検査機器がない時に病院外で検査を行うことは、やむを得ない理由に当たる。

小規模病院等では病理検査を行う際、契約検査機関や大学病院等、複数の関係機関で行われることが多く、その病院以外で検査を行うことが想定されるためである。
- **産婦の意思により、儀式慣習として胎盤食や恵方埋納を行う。**

古来からの儀式や地域に残る慣習を産婦の意思により行う場合は、やむを得ない理由に当たる。

○ 産婦の意思により、学術研究のため、その病院外の研究機関等で研究を行う。

学術研究は、胞衣に関する医学的研究のため胞衣に手を加える行為であり、当該病院に検査・研究機器がない等の理由により病院外で検査・研究を行う場合は、やむを得ない理由に当たる。

学術研究においては、提携大学病院や製薬会社等、複数の関係機関に跨って行われることが多く、その病院以外で検査・研究を行うことが想定されるためである。学術研究への活用については、産婦の意思による同意了解を得ること。

○ 産婦の意思により、医薬品原料として製薬工場等で処理を行う。

胞衣条例では医薬品原料への活用は想定されていないが、医学研究の進歩や社会情勢の変化により胞衣を医薬品原料とし、医薬品として承認を得ている事例があるため、やむを得ない理由に当たる。

ただし、他法(再生医療安全確認法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等)において原材料として認められていることが前提となる。医薬品原料への活用については、産婦の意思による同意了解を得ること。

(令和元年9月)